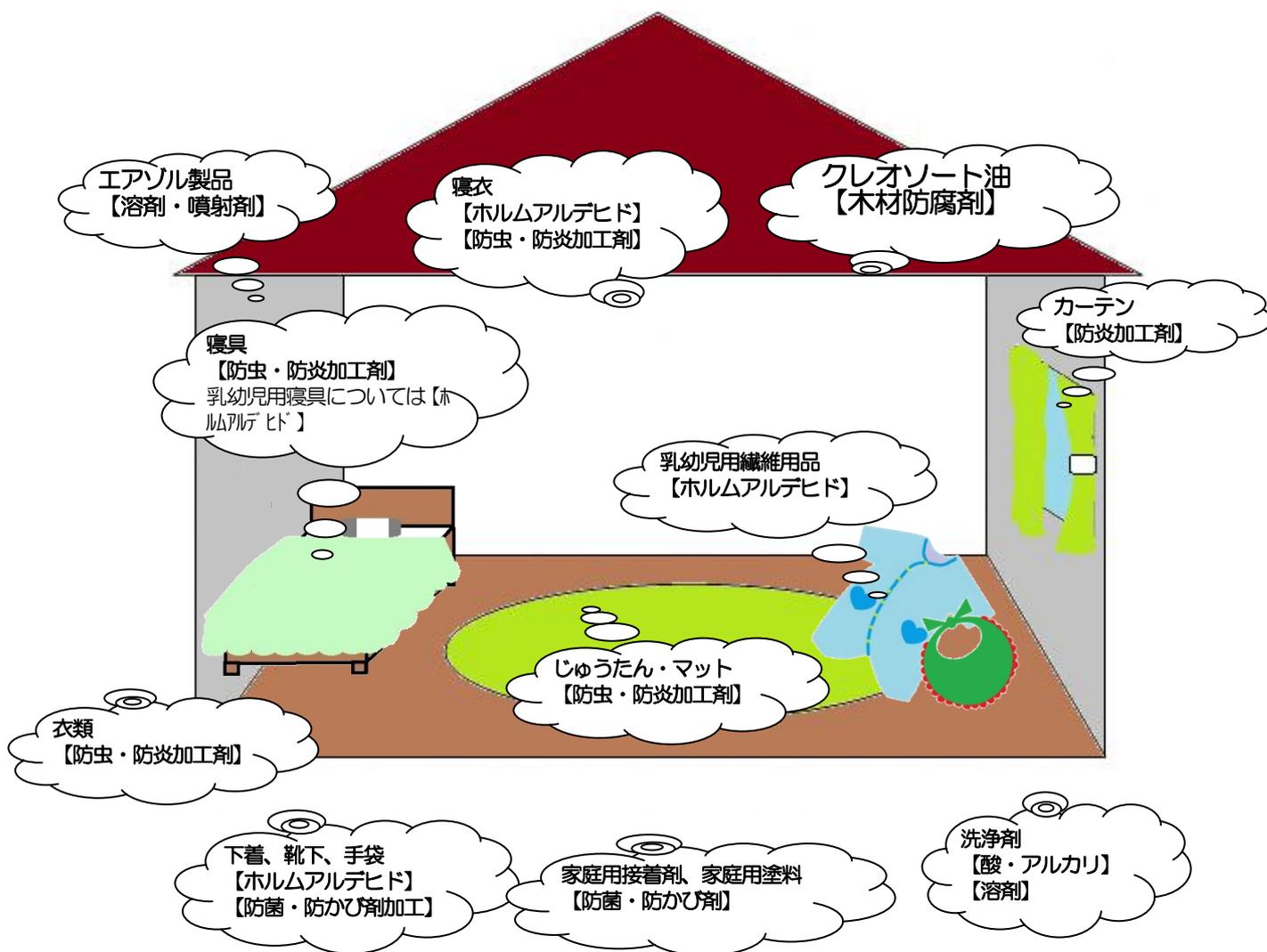


ご存知ですか？

# 家庭用品のいろいろな基準と規制

—有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律—



# 家庭用品取扱い業者の皆さんへ

家庭用品に含まれる有害物質を規制し、市民の健康を守るため、昭和49年10月1日に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が施行されました。

## 規制される家庭用品の範囲

主として一般消費者の生活に使用される製品が対象となります。  
(第2条第1項)

## 規制される有害物質の種類

家庭用品の種類ごとに、人の健康に被害を与えるおそれのある有害物質の含有量等を規制しています。別表(家庭用品の規制基準)のとおり。  
(第2条第2項、第4条第1項、第2項)

## 事業者の責任

家庭用品を取扱う製造、輸入及び販売業者は基準に適合しない商品を販売、提供又は譲渡することはできません。(第5条)

また、家庭用品を製造又は輸入する者は取り扱っている商品について、基準の有無にかかわらずそれに含まれる化学物質の毒性等を十分に把握し人の健康に被害をおよぼさないようにしなければなりません。(第3条)

## 回収命令

基準に適合しない家庭用品が販売された場合、回収命令等必要な措置がとられます。また基準の定められていない家庭用品について同様の措置をとることがあります。(第6条)

## 罰則

基準違反商品を販売したり、回収命令等に従わない場合、又は家庭用品衛生監視員の立入検査や商品の収去を拒んだり、虚偽の報告をした場合は、懲役や罰金に処せられます。  
(第10条、第11条)

## 製造元での安全対策

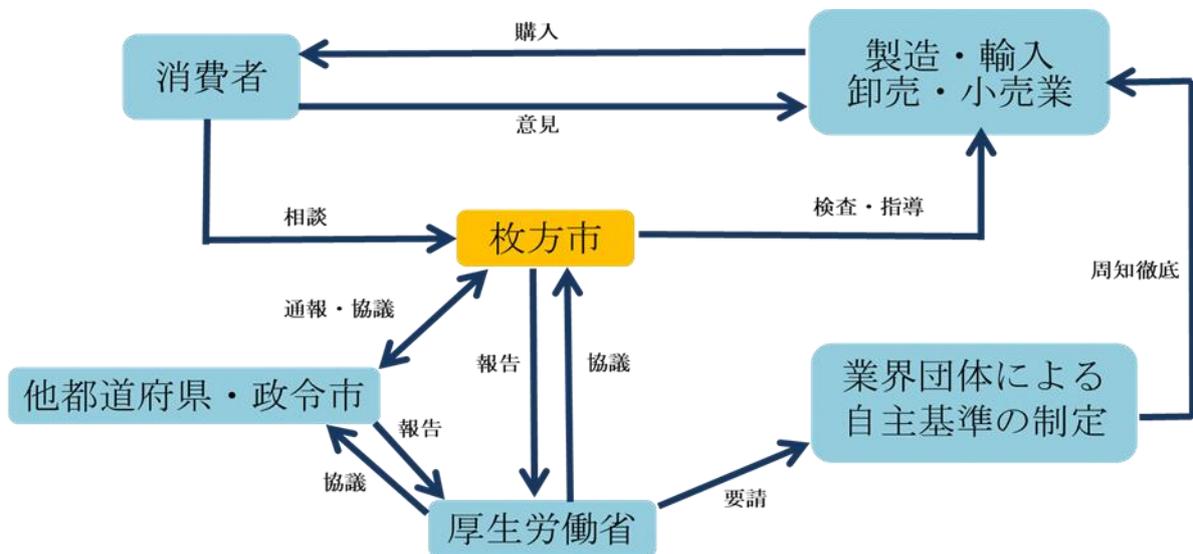
- (1)原料、製品に規制をうける有害物質が含有されていないかを検査機関等で分析し、その証明書を保管すること。
- (2)長期保管製品は、販売前に再度安全性を確認すること。  
(酸・アルカリによる容器の劣化等)

## 販売店での安全対策

### 販売店での安全対策

- (1) 製造元より製品を仕入れる際には、検査証明書により安全性を確認すること。
- (2) 店頭において有害物質による影響が生じないように注意すること。  
(ホルムアルデヒドの移染等)

## 家庭用品の規制の仕組み



家庭用品の規制基準

有害物質名	対象家庭用品の種類	基準	毒性
ホルムアルデヒド 〔防しわ、防縮加工剤〕	〔繊維製品〕 (生後 24 ヶ月以下の乳幼児のもの) おしめ、おしめカバー、よだれかけ、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣※1、外衣※2、帽子、寝具	吸光度差が 0.05 以下又は 16ppm 以下	粘膜刺激 皮膚アレルギー
	〔繊維製品〕 下着、寝衣、手袋、靴下、たび 〔接着剤〕 かつら、つけまつげ、つけひげ、靴下止めに使用される接着剤	75ppm 以下	
塩化水素 硫酸 〔洗淨剤〕	住宅用洗淨剤(液体)	酸の量として 10%以下及び所定の容器強度を有すること。	皮膚障害 粘膜の炎症 吸入による肺障害
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム 〔洗淨剤〕	家庭用洗淨剤(液体)	アルカリの量として 5%以下及び所定の容器強度を有すること。	皮膚障害 粘膜の炎症
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 〔防菌、防カビ剤〕	〔繊維製品〕 おしめ、おしめカバー、よだれかけ、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋、靴下	錫として 1ppm 以下	皮膚刺激性 経皮、経口急性毒性
有機水銀化合物 〔防菌、防カビ剤〕	〔その他〕 接着剤、塗料、ワックス、くつ墨、くつクリーム	検出せず	中枢神経障害 皮膚障害
ディルドリン 〔防虫加工剤〕	〔繊維製品〕	30ppm 以下	肝機能障害 中枢神経障害
D・T・T・B ※3 〔防虫加工剤〕	おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、家庭用毛糸	30ppm 以下	経皮・経口急性毒性 肝機能障害 生殖器障害
T・D・B・P・P ※4 〔防炎加工剤〕		検出せず	発がん性
B・D・B・P・P ※5 〔防炎加工剤〕	〔繊維製品〕 寝衣、寝具、カーテン、床敷物	検出せず	発がん性
A・P・O ※6 〔防炎加工剤〕		検出せず	経皮・経口急性毒性 造血生殖機能障害
塩化ビニル 〔噴射剤〕		検出せず	発がん性
メタノール 〔溶剤〕	〔家庭用エアゾル製品〕 殺蟻剤、室内消臭剤、家庭用クリーナー等	5%以下	視神経障害

有害物質名	対象家庭用品の種類	基準	毒性
テトラクロロエチレン 〔溶剤〕	〔家庭用エアゾル製品〕 しみ抜きスプレー、ピッチクリーナー、スキーワックス除去剤等	0.1%以下	肝機能障害 腎機能障害 中枢神経障害
トリクロロエチレン 〔溶剤〕			肝機能障害 腎機能障害 中枢神経障害 皮膚障害
ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン 〔木材防腐剤〕	クレオソート油含有の家庭用木材防腐剤・木材防虫剤	10ppm 以下	発がん性
	クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用防腐木材・防虫木材	3ppm 以下	
アゾ化合物※7 〔染色剤〕	〔繊維製品〕※8 おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル等、バスマット及び関連製品 〔革製品〕※8 下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物	30μ g/g 以下	発がん性

※1 中衣 ブラウス、Tシャツ等

※2 外衣 セーター、ワンピース等の下着、中衣を除いた衣服

※3 D・T・T・B 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

※4 T・D・B・P・P トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

※5 B・D・B・P・P ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物

※6 A・P・O トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド

※7 化学的変化により、容易に次に掲げる 24 種類の特定芳香族アミンを生成するものに限る。〔1) 4-アミノジフェニル、2) オルト-アニシジン、3) オルト-トルイジン、4) 4-クロロ-2-メチルアニリン、5) 2,4-ジアミノアノール、6) 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル、7) 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド、8) 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン、9) 2,4'-ジアミノトルエン、10) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、11) 3,3'-ジクロロベンジジン、12) 2,4-ジメチルアニリン、13) 2,6-ジメチルアニリン、14) 3,3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)、15) 3,3'-ジメチキシベンジジン、16) 2,4,5-トリメチルアニリン、17) 2-ナフチルアミン(別名ベーターナフチルアミン)、18) パラ-クロロアニリン、19) パラ-フェニルアゾアニリン、20) ベンジジン、21) 2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、22) 2-メチル-5-ニトロアニリン、23) 4,4'-メチレンジアニリン、24) 2-メキシ-5-メチルアニリン〕

※8 アゾ化合物を含有する染料が使用されているものに限る。

【問い合わせ先】

枚方市 健康部 保健所 保健衛生課 環境衛生グループ

〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2番2号

電話：072-807-7624（直通）